明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（**経済産業**二）　一

〔告　示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（**総務**一四）　二
○市の境界変更の件（**同**一五）
○令和四年七月十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名に関する件（**中央選挙管理会**二）
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（**法務**六）
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件（**同**七）
○返納を命じた旅券を無効とする件（**外務**四二）
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（**農林水産**九二）
○肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件（**同**九三）　五

○保安林の指定を解除する件（**同**九四～九六）
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**九七～一一三）
○道路に関する件（**中部地方整備局**五）　八
○道路に関する件（**中国地方整備局**七、八）
○道路に関する件（**九州地方整備局**七、八）

〔人事異動〕
内閣　法務省　九
〔皇室事項〕　九
〔官庁報告〕
法　務　九
公証人任免（法務省）　九
産　業
日本産業規格（経済産業省）　一〇
国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了
（人事院）　一〇

〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、都市計画道路事業関係　一〇
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
特殊法人等
企業年金基金解散・清算人就任関係　一三
会社その他

省令

○経済産業省令第二号

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第九条第四項第三号の規定に基づき、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年一月二十日

経済産業大臣　武藤　容治

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（認定基準）	（認定基準）
第五条　（略）	**第五条**　（略）
2　法第九条第四項第三号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。	2　法第九条第四項第三号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備において使用する電気については、当該発電設備を用いて得られる再生可能エネルギー電気をもって充てる構造であること。ただし、次のイからハまでに掲げる要件を全て満たす再生可能エネルギー発電設備に含まれる蓄電池において使用する電気については、この限りでない。	四　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備において使用する電気については、当該発電設備を用いて得られる再生可能エネルギー電気をもって充てる構造であること。ただし、次のイからニまでに掲げる要件を全て満たす再生可能エネルギー発電設備に含まれる蓄電池において使用する電気については、この限りでない。
イ～ハ　（略）	イ～ハ　（略）
（削る）	ニ　当該再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者が発電側託送供給料金の支払者であること。
五～十　（略）	五～十　（略）
3　（略）	3　（略）

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。